

労働基準関係法令違反に係る公表事案

鳥取労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(同) n u t ' 7 1 0	鳥取県倉吉市	R7. 2. 21	労働基準法第24条 最低賃金法第4条	労働者9名に、合計7か月にわたり、当月分の賃金の一部又は全額合計約110万円を支払わなかったもの	R7. 2. 21送検
(株) 鳥取再資源化研究所	鳥取県東伯郡北栄町	R7. 3. 14	最低賃金法第4条	労働者6名に、5か月間の定期賃金合計約600万円を支払わなかったもの	R7. 3. 14送検
(有) レストラン吉華	鳥取県東伯郡湯梨浜町	R7. 3. 14	最低賃金法第4条	労働者1名に、4か月間の定期賃金合計約12万円を支払わなかったもの	R7. 3. 14送検